

# 契約概要 こども保険 5年ごと利差配当付

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 本書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件（保険金額・給付金額等）、保険料に関する事項等は代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」や「保険設計書」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。

重要事項説明  
必ずお読みください

## 商品の特徴

- お子さまの成長に合わせて祝金をお受け取りいただける商品です。
- I型の場合、ご契約者の死亡・高度障害状態にも備えることができます。
- こども医療特約を付加することにより、お子さまの医療保障を確保できます。

## 商品のしくみ

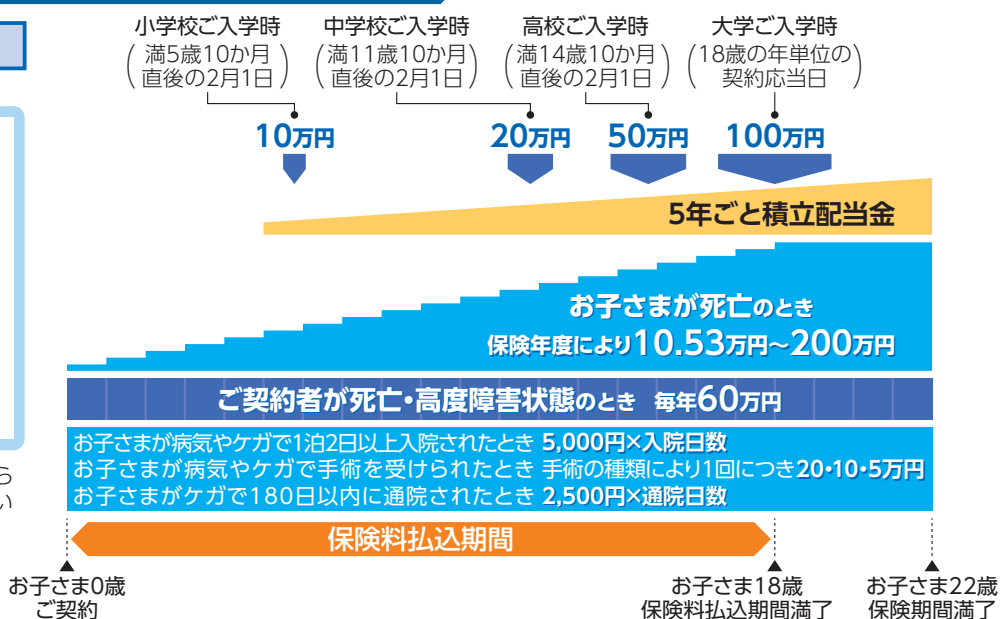
### I型の場合

#### ご契約例

(計算基準日：2011年10月1日)

年齢・性別 ご契約者：30歳・男性  
 年齢 被保険者：0歳  
 基本保険金額：100万円  
 保険期間：22歳満了  
 保険料払込期間：18歳満了  
 こども医療特約  
 入院給付金日額：5,000円  
 月払保険料(口座振替)：11,467円

※ご契約者が死亡・高度障害状態になられた際の養育年金のお支払いがない「II型」もご選択いただけます。



## 保障内容(主契約)について

祝金・給付金・年金		お支払事由(お支払いできる場合)
I型	II型 祝金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存されているとき ・満5歳10か月 ・満11歳10か月 ・満14歳10か月
	死亡給付金	被保険者が満18歳(出生前加入特則を適用する契約は満17歳)の年単位の契約応当日に生存されているとき
養育年金		被保険者が死亡されたとき ご契約者が死亡されたとき ご契約者が約款所定の高度障害状態になられたとき

※こども保険の死亡給付金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。



### お支払事由および給付に際しての制限事項

- ・ご契約者の約款所定の高度障害状態により養育年金が支払われるときには、以後ご契約者が死亡されても養育年金は重複してお支払いしません。(なお、ご契約者が約款所定の高度障害状態に該当した場合でもこども医療特約は消滅せずに保障は継続します。以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります)
- ・第2回以後の養育年金は、第1回養育年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、保険期間中に限りお支払いします。

- ただし、第1回養育年金の支払事由が生じた後に、被保険者が死亡されたり、保険契約を解約された場合には、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
- ・出生前加入特則が付加されたご契約で被保険者となられるお子さまの出生前に養育年金のお支払事由が発生したときは、被保険者となられるお子さまの出生された日に第1回養育年金として基本保険金額の60%をお支払いします。

## 給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金等をお支払いすることはできません。

- ・責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺による死亡
- ・養育年金受取人の故意による保険契約者の死亡 等

※上記の事例以外にも給付金等をお支払いできない場合があります。詳細については「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 祝金について

祝金は基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額となります。

被保険者の満年齢	契約日における被保険者の契約年齢		
	3歳以下	4歳以上9歳以下	10歳以上11歳以下
満5歳10か月	10%	—	—
満11歳10か月	20%	20%	—
満14歳10か月	50%	50%	50%
18歳の年単位の応当日	100%	100%	100%

## 各保険年度の死亡給付金額について

各保険年度の死亡給付金額は、基本保険金額に下表の係数を乗じた金額となります。

保険年度	被保険者のご契約年齢											
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
1	0.1053	0.1112	0.1177	0.1250	0.1334	0.1429	0.1539	0.1667	0.1819	0.2000	0.2223	0.2500
2	0.2106	0.2223	0.2353	0.2500	0.2667	0.2858	0.3077	0.3334	0.3637	0.4000	0.4445	0.5000
3	0.3158	0.3334	0.3530	0.3750	0.4000	0.4286	0.4616	0.5000	0.5455	0.6000	0.6667	0.7500
4	0.4211	0.4445	0.4706	0.5000	0.5334	0.5715	0.6154	0.6667	0.7273	0.8000	0.8889	1.0000
5	0.5264	0.5556	0.5883	0.6250	0.6667	0.7143	0.7693	0.8334	0.9091	1.0000	1.1112	1.2500
6	0.6316	0.6667	0.7059	0.7500	0.8000	0.8572	0.9231	1.0000	1.0910	1.2000	1.3334	1.5000
7	0.7369	0.7778	0.8236	0.8750	0.9334	1.0000	1.0770	1.1667	1.2728	1.4000	1.5556	1.7500
8	0.8422	0.8889	0.9412	1.0000	1.0667	1.1429	1.2308	1.3334	1.4546	1.6000	1.7778	2.0000
9	0.9474	1.0000	1.0589	1.1250	1.2000	1.2858	1.3847	1.5000	1.6364	1.8000	2.0000	2.0000
10	1.0527	1.1112	1.1765	1.2500	1.3334	1.4286	1.5385	1.6667	1.8182	2.0000	2.0000	2.0000
11	1.1579	1.2223	1.2942	1.3750	1.4667	1.5715	1.6924	1.8334	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
12	1.2632	1.3334	1.4118	1.5000	1.6000	1.7143	1.8462	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	
13	1.3685	1.4445	1.5295	1.6250	1.7334	1.8572	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000		
14	1.4737	1.5556	1.6471	1.7500	1.8667	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000			
15	1.5790	1.6667	1.7648	1.8750	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000				
16	1.6843	1.7778	1.8824	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000					
17	1.7895	1.8889	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000						
18	1.8948	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000							
19	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000								
20	2.0000	2.0000	2.0000									
21	2.0000	2.0000										
22	2.0000											

## 保険料の払込免除について

- 保険契約者が死亡されたとき、または責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたときは、以後（保険料払込期間満了日まで）の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険契約者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後（保険料払込期間満了日まで）の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
  - ・ 保険契約者の故意または重大な過失によるとき
  - ・ 保険契約者の犯罪行為によるとき 等

## 出生前加入特則について

- 出生前加入特則を付加されますと、被保険者となられるお子さまの出生予定日の5か月前からご契約いただけます。
- お子さまが流産または死産等により出生しなかったときには、すでに払い込まれた保険料をお返します。この場合、保険契約は消滅します。

## 配当金等について

**配当金は変動（増減）し、運用実績によっては0（ゼロ）となることもあります。**

- 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、養育年金部分については、養育年金の支払開始後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、ご契約から長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
- 契約者配当金は当社所定の配当積立利率で積み立てておき、ご請求があったとき、または保険契約が消滅したときにあわせてお支払いします。なお、利率（配当積立利率）は経済情勢等により変動することがあります。
- 払済・延長保険への変更については、お取扱いしません。

1. ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
2. 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、給付金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。
3. こども医療特約については契約者配当金はありません。

## 特約について

主契約に付加できる特約を記載しています。ただし、ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金	お支払事由(お支払いできる場合)
こども医療特約	災害入院給付金	被保険者が不慮の事故で180日以内に継続して2日以上入院されたとき
	疾病入院給付金	被保険者が病気で継続して2日以上入院されたとき
	手術給付金	被保険者が病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき
	災害通院給付金	被保険者が不慮の事故で180日以内の期間に通院されたとき
特約名称	お取扱内容	
代理請求特約	受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき、または、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。 なお、代理請求特約を付加されない場合は、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取り扱いします。	



### お支払事由および給付に際しての制限事項

- 手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても手術給付金はお支払いしません。また、「約款所定の手術」を受けられたときのお支払額は、手術の種類に応じた給付倍率(40・20・10倍)によって異なります。
- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 通院には往診を含みます。ただし、治療処置をおこなわない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院等は該当しません。1日に2回以上通院された場合は、1回の通院とみなします。2つ以上の不慮の事故によるケガの治療を目的とした1回の通院の場合、災害通院給付金は重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。入院給付金が支払われる期間中の通院の場合には、災害通院給付金はお支払いしません。

## こども医療特約の給付金のお支払限度日数について

給付金	支払限度日数
災害入院給付金	1回の入院につき:180日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度
疾病入院給付金	1回の入院につき:180日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度
災害通院給付金	同一の不慮の事故につき:90日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度

## 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。  
TEL: 0120-324-386 月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
- 当社商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されているこども保険(&LIFE こども保険)です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<http://www.msa-life.co.jp>

登2011-A-248(2011.10.1)